

合同会社ＪＲＥ新酒田風力「ＪＲＥ酒田風力発電所更新計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和４年１０月２０日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第４６条の１４第１項の規定に基づき、「ＪＲＥ酒田風力発電所更新計画環境影響評価準備書」について、合同会社ＪＲＥ新酒田風力に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第４項の規定に基づき、山形県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

- ・ 場 所 ： 山形県酒田市
- ・ 原動力の種類 ： 風力（陸上）
- ・ 出 力 ： ２７，５００ｋＷ

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成３０年１１月１５日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成３１年 １月１８日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成３１年 １月２９日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 元年 ９月３０日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 元年１１月２９日
山 形 県 知 事 意 見 受 理	令和 ２年 ３月 ４日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 ２年 ４月２４日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 ４年 １月２７日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 ４年 ４月 １日
山 形 県 知 事 意 見 受 理	令和 ４年 ７月 ６日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 ４年 ８月１８日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 ４年１０月２０日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電 話：０３－３５０１－１７４２（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(2) 累積的な影響

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続終了又は手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在しており、一部の住居は風力発電設備の設置予定位置に近接している。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、騒音に係る環境監視及び風車の影に係る事後調査を実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り

の経路となっている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、渡り鳥や重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物に対する影響

対象事業実施区域の北側のエリアには植生自然度の高いハマニガナーハマヒルガオ群落、カワラヨモギ群落等の海岸砂丘植生が分布しており、本事業の実施に伴い、その一部を改変する計画となっている。また、重要な植物に係る環境保全措置として、改変により消失する割合が高い植生については、可能な限り移植を行うこととしている。

このため、風車敷の設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、海岸砂丘植生の改変を回避又は可能な限り最小限に抑えること。また、移植後の植物の定着状況に係る事後調査を適切に実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。